



COVID-19 関連法令(三)

給与費用倍額控除

新型コロナウイルス(COVID-19)の感染拡大による国内経済及び社会への影響に対応するため、「嚴重特殊伝染性肺炎予防及び救済振興特別条例」(以下、「救済条例」)第4条第3項に基づき、「嚴重特殊伝染性肺炎による従業員の防疫隔離休暇の給与費用倍額控除細則」が制定されました。2020年度及び2021年度の営利事業所得税額控除の概要は以下の通りです。

項目	適用細則	概要
施行期間	§ 7	救済条例の実施に合わせ、2020/01/15から適用。
支払給与の定義	§ 2	給与、俸給、賃金及びその他業務に従事し得られる経常性給与。ただし、所得税、保険費用及び労働組合(同業組合)会費の控除はしない。 (営利事業所得税監査準則第71条の定義をご参照ください。)
控除年度	§ 3	当年度営利事業所得額から控除する。
控除金額(支払給与の200%)	§ 4	1. 従業員の休暇期間に支払った給与金額は、政府補助金分を控除しなければならない。且つ税務当局の査定額に基づく。 2. 所得税法第24条規定より計算する所得額をゼロを限度に減額する。前述の所得税法の規定に基づき計算した所得額がマイナスになる場合、倍額控除は適用できない。 (即ち、収入から各種の原価費用、損失を差し引いた後の数字がプラスになる場合、当該金額を控除上限額とする。)
租税優遇の重複適用は不可	§ 4	すでにその他の租税優遇が適用されている場合、重複して適用することができない。 (例: 研究開発業務に従事する正社員の給与支出にすでに研究開発支出の投資控除優遇が適用されている場合、当該優遇を受けることは出来ない。)

次ページに続く...

項目	適用細則	概要
申請添付書類	§ 5	<p>1. 従業員が在宅隔離、在宅検疫、集中隔離或いは集中検疫を受け防疫隔離休暇を取得する場合：</p> <p>1.1防疫隔離休暇の申請書、休暇申請記録或いはその他証明書類。</p> <p>1.2各級衛生主務機関より発行した在宅隔離/在宅検疫/集中隔離/集中検疫等の通知書及び証明書類等。</p> <p>2. 自身で生活が出来ない隔離者や検疫者の家族の介護のために防疫隔離休暇を取得する場合：</p> <p>2.1防疫隔離休暇の申請書、休暇申請記録或いはその他証明書類。</p> <p>2.2被介護者が前述の第1点1.2規定に適合する関連証明書類。</p> <p>3. 中央流行疫情指揮センター指揮官による対応処理指示のため休暇を取得する場合</p> <p>3.1休暇申請書、休暇申請記録或いはその他証明書類。</p> <p>3.2中央流行疫情指揮センター指揮官による対応処理指示に応じた休暇申請の証明書類。</p>
罰則	§ 6	<p>給与費用が虚偽申告である場合の処罰：</p> <p>1. 所得税法第110条の税額の過少申告・申告漏れ関連規定に基づき処理される。</p> <p>2. 税金徴収法第48条第1項の奨励優遇の停止並びに税金の追徴関連規定に基づき処理される。</p>
注意事項		基本所得額の計算に算入するか否かはまだ確定していない。

KPMG Taiwan Network

台北事務所

台北市信義路5段7号68F
Tel : 02 8101 6666
Fax : 02 8101 6667

新竹事務所

新竹市科学工業園区展業一路11号
Tel : 03 579 9955
Fax : 03 563 2277

台中事務所

台中市西屯区40758文心路二段
201号7F
Tel : 04 2415 9168
Fax : 04 2259 0196

台南事務所

台南市中区700民生路2段279号16F
Tel : 06 211 9988
Fax : 06 229 3326

高雄事務所

高雄市前金区中正四路211号12Fの6
Tel : 07 213 0888
Fax : 07 271 3721

日本業務組主要担当者紹介

日本業務組連絡先 (日本語対応可能)

台北事務所

Tel : 02 8101 6666 (代表)
Fax : 02 8101 6667

パートナー

李 宗霖

パートナー

T +886 (2) 8758 9946 内線番号 : 02337
E johnnylee@kpmg.com.tw

林 琇宜

パートナー

T +886 (2) 8758 9688 内線番号 : 02587
E slin1@kpmg.com.tw

陳 彦富

パートナー

T +886 (2) 8758 9995 内線番号 : 02909
E byronchen@kpmg.com.tw

友野 浩司

パートナー

T +886 (2) 8758 9794 内線番号 : 06195
E kojitomono@kpmg.com.tw

記帳部門 (記帳代行、個人所得税、給与計算等)

蔡 文惠

パートナー

T +886 (2) 8758 9992 内線番号 : 00584
E eileentsai@kpmg.com.tw

登記部門 (会社設立、ビザ取得等)

李 美儀

シニアマネジャー

T +886 (2) 8758 9780 内線番号 : 02340
E migilee@kpmg.com.tw

日本人顧問

横塚 正樹

T +886 (2) 8758 9751 内線番号 : 16991
E masakiyokozuka@kpmg.com.tw

須磨 亮介

T +886 (2) 8758 9926 内線番号 : 17640
E ryosukesuma@kpmg.com.tw

発行責任者

KPMG 台湾

日本業務組 統括 林 琇宜

home.kpmg/tw/jp

© 2020 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Taiwan.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.